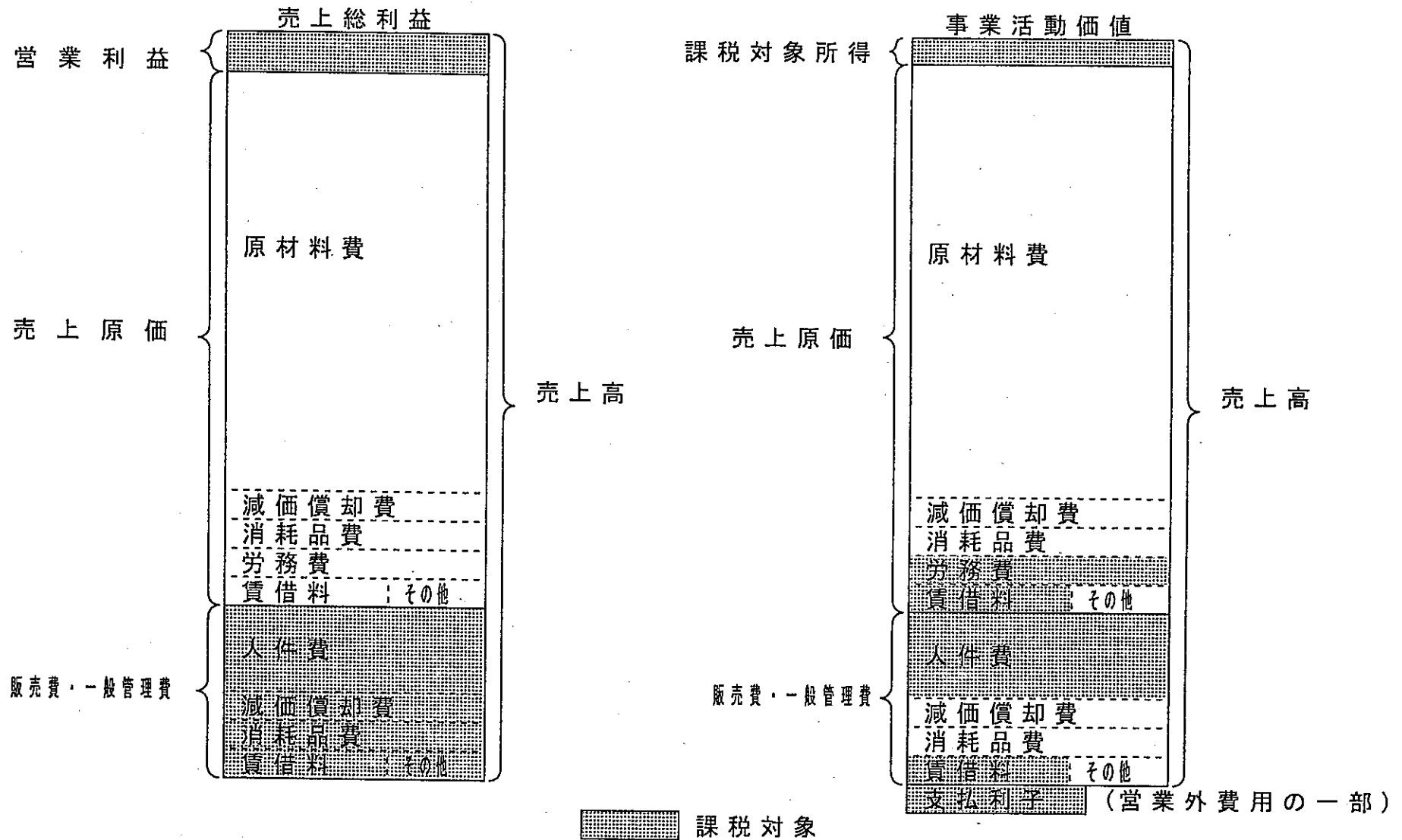


売上総利益（粗利）と事業活動価値の比較



財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和三十八年十一月二十七日 大蔵省令第五十九号) (抄)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の適用対象となる法人の条件
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条等により)

- ・ 資本金五億円以上
- ・ 株券等の所有者数三百人以上 等

(損益計算書の記載方法)

第六十九条 損益計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

(売上総損益金額の表示)

第八十三条 売上高から売上原価を控除した額(売上原価が売上高をこえる場合は、売上原価から売上高を控除した額)は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しなければならない。

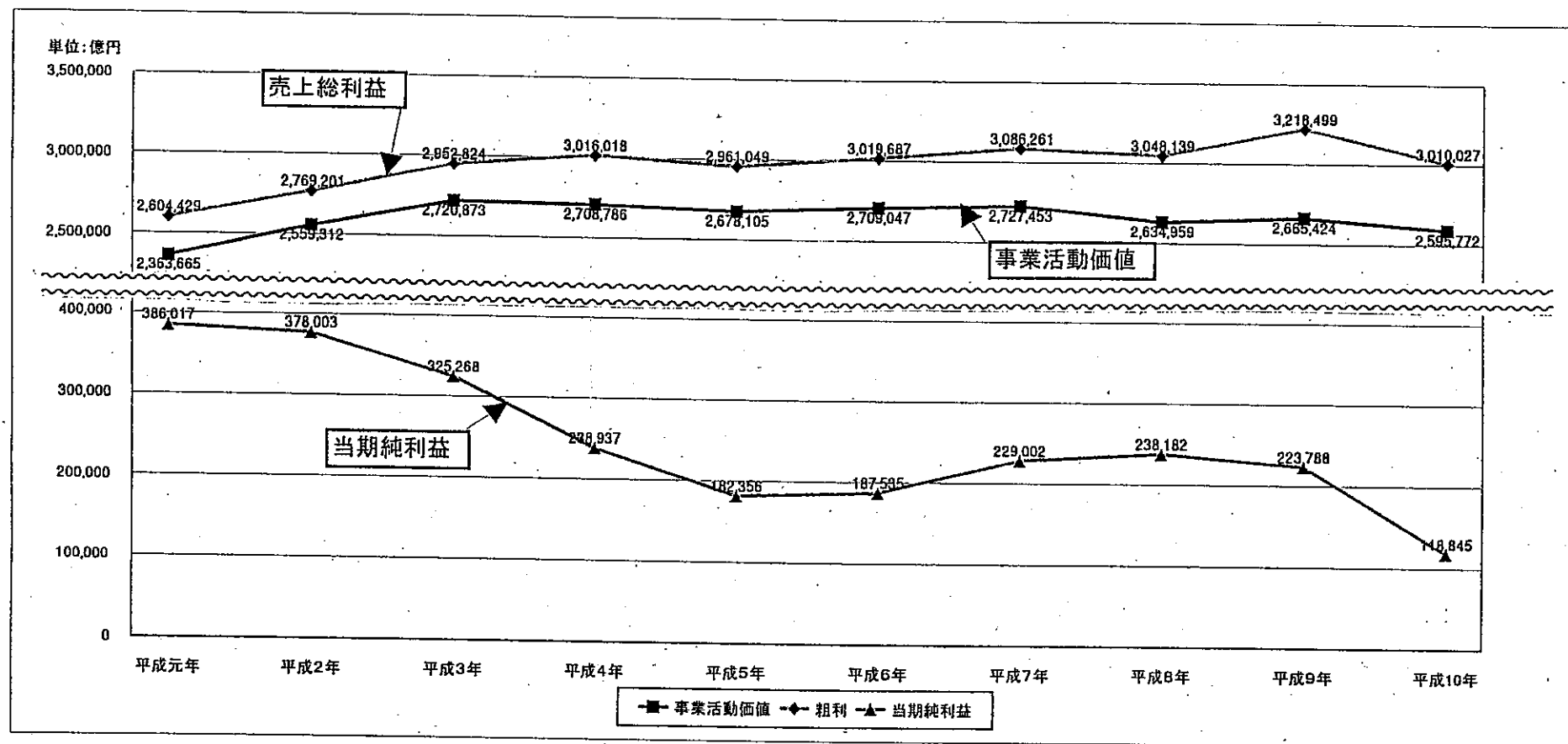
(営業損益金額の表示)

第八十九条 売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額(販売費及び一般管理費の合計額が売上総利益金額をこえる場合は、販売費及び一般管理費の合計額から売上総利益金額を控除した額)を営業利益金額若しくは営業損失金額として表示し、又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の合計額を加えた額を営業損失金額として表示しなければならない。

2 第八十六条ただし書の規定により販売費及び一般管理費の次に別に掲記した費用の金額は、前項の営業利益金額又は営業損失金額の表示については、販売費及び一般管理費の合計額に加算しなければならない。

(営業外収益の表示方法)

第九十条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を除く。)及び割引料、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。



(注) 1 「法人企業統計年報」(大蔵省)により算出。

2 各指標は、次のデータを用いた。

① 売上総利益(粗利)……売上高－売上原価(営業利益＋販売費・一般管理費)

② 事業活動価値……税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額

③ 当期純利益……税引前当期純利益

3 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関分は含まれていない。

各外形基準の特徴

未 定 稿

	①事業活動価値(仮称)	②給与総額	③物的基準+人的基準	④資本等の金額	(参考) 売上総利益
特 徴	- 法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示し、法人の事業活動規模を表すものとして最も理論的。 - 各生産手段の選択に関して中立的。 - 課税ベースが広く、安定的。 - 課税・納税事務の複雑化につながらないよう検討することが必要。	- 法人の人的活動量を示す。 - 給与総額は事業活動価値の7割を占めることから、簡便な基準として事業活動価値を代替。 - 所得基準と併用する場合には、事業活動価値に近似する仕組みとして性格付けられるのではないかな。	- 物的側面と人的側面の両面から事業活動量をとらえており、事業活動の規模を相当程度総合的に表す。 - 所得基準と併用することにより、事業活動価値に近似する仕組みとすることも可能ではないかな。 - 使用者課税を前提とした場合、物的基準の把握について工夫が必要ではないかな。	- 法人の事業活動規模をある程度示す。 - 資本等の金額それ自体は、簡素な基準であり課税及び納税事務の負担が少ない。 - 所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いることを基本として考えることが適当ではないかな。	- 課税ベースが広く、安定的。 - 企業会計上の位置づけが明確。 - 売上原価に区分するのか販売費・一般管理費に区分するのか明確でないものが存在。 - 売上原価と比較して、販売費・一般管理費の比重の高い業種の負担が大きくなることが想定されるのではないかな。

(注) 導入に際しては、税負担の激変の緩和を図る等の観点から、経過的な措置としての所得基準による課税の併用を別途検討。

改 革 に 伴 う 諸 課 題

(地方法人課税小委員会報告より)

- 外形標準課税の導入に際しての課題
 - ・ 外形標準課税の導入に伴う税負担の変動
 - ・ 納税事務負担
 - ・ 既存の地方税との関係

- 税負担等への配慮に関する課題
 - ・ 中小法人の取扱い
 - ・ 創業期の法人の取扱い
 - ・ 雇用への配慮
 - ・ 経過的な措置

地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日
政府税制調査会〕

四 改革に伴う諸課題

1. 外形標準課税の導入に際しての課題

(1) 外形標準課税の導入に伴う税負担の変動

法人事業税の課税標準に外形基準を導入した場合には、法人はその事業活動の規模に応じた税負担を行うこととなる。この場合に生じる税負担の変動については、事業活動規模に比して所得が多い法人であるかどうか、あるいは、課税標準とされた外形基準に係る生産要素を多く用いる法人であるかなどによって異なってくる。課税の方法を変更し、薄く広く税負担を分担するという考え方に立って外形標準課税を導入すれば、基本的には一定の範囲で税負担の変動が生じるのは避けられない。また、欠損法人について新たな負担が生じるという点についても、その負担は、各法人の事業活動の規模に見合ったものにとどまるものであることに留意する必要がある。

このような外形標準課税の導入に伴う税負担の変動については、税負担能力に配慮する等の観点から、所得基準による課税と外形基準による課税とを併用すること等の方策が考えられる。

(2) 納税事務負担

外形標準課税については、ある程度の納税事務・徴税事務に関する負担が生じることとなると考えられるが、そうした事務負担をできるだけ小さくするという観点が重要である。

実際に外形標準課税の仕組みを構築する際には、課税標準のデータが財務諸表や他の税で用いられる既存資料等から把握できるかどうか、課税団体の側においても効率的な執行体制を整えることができるかなどの点について留意することが必要である。

実務上の課題については、課税の公平性や中立性の確保の観点との整合性も考えながら、課税標準の内容や納税手続等を工夫することにより、簡素化を図っていくことが可能と考える。

(3) 既存の地方税との関係

法人事業税の課税標準に外形基準を導入することとした場合には、導入する外形基準の内容に応じて、法人住民税均等割や事業所税等の既存の地方税との関係で所要の調整を行う必要が生じる場合も考えられる。

その際、各課税団体の所要の税収の確保のために必要がある場合には、都道府県と市町村との間の税源配分を調整するなどの措置についても併せて検討すべきであろう。

2. 税負担等への配慮に関する課題

(1) 中小法人の取扱い

中小法人は、一般的に、収益性が低く、担税力も弱いケースが多いと考えられることから、外形標準課税の導入に当たっては、中小法人についての特別な配慮が必要ではないかとの指摘がある。

この点については、外形基準による課税は、本来、事業活動規模に応じた課税を行うものであるため、事業活動規模が小さい法人の場合は、それに見合った税負担にとどまるものである点を基本として考えるべきである。なお、これに関しては、税制の中立性を確保する観点からも、中小法人であることを理由とした特別な取扱いが適当でなく、各法人が事業活動規模に応じて公平に税を負担する仕組みを整えることが求められているのではないかとの意見があった。

しかしながら、規模が小さな法人については、課税の中立性・公平性の確保の観点や、応益原則に基づいた薄く広い税負担の実現という観点を踏まえつつ、その担税力に配慮することが適当と考えられることから、外形標準課税の導入の際には、中小法人に対する一定の配慮を行うことが必要ではないかと考える。

また、所得基準による課税と外形基準による課税とを併用することによって欠損法人をはじめとする収益性の低い法人の税負担の増加を緩和することとすれば、それは、中小法人の税負担に配慮する措置にもなるのではないかと考えられる。

(2) 創業期の法人の取扱い

創業期の法人は、創業から初期投資を回収するまでの期間は利益を上げにくい場合があると考えられることから、外形標準課税がその発展の支障となる可能性があるのではないかとの指摘がある。

しかしながら、創業期の法人は、多くの場合、中小法人に該当するものと考えられることから、中小法人の税負担に配慮する措置が講じられれば、基本的には、当該措置によって対応することが可能ではないかと考える。

なお、創業期の法人の取扱いについては、さらに政策的な配慮から、創業後の一定期間の法人に限ってその経営の実態に配慮した特例措置を講じる必要があるのではないかとの意見があった。

(3) 雇用への配慮

外形標準課税を導入する場合に給与総額を用いることが考えられるが、その場合、雇用に関するコストアップを招き、雇用や給与水準に影響を及ぼすのではないかという懸念が示されている。

この点については、所得基準による課税の場合は、経営努力によって増加した所得にも課税されることを踏まえれば、外形標準課税の方が、結果的に経営の効率化や経済全体の活性化につながる面があると考えられ、必ずしも雇用に影響を及ぼすおそれがあるとはいえないのではないかとの意見があった。

雇用への影響については留意することが必要であり、外形標準課税の導入に当たっては、具体的な外形基準として何を選択するかといった点や、課税標準の中に占める給与に関する基準の取扱い、経過的な措置の定め方等において、適切な対応をする必要があると考える。

(4) 経過的な措置

外形標準課税の導入については、各外形基準の内容に応じて、所得基準による課税と併用することを想定して検討したが、さらに、実際に導入するに当たっては、税負担の激変の緩和を図る等の観点から、適切に経過的な措置を講じていくことも必要であろう。

中小法人への配慮方策（例）

- 軽減税率方式
- 基礎控除方式
- 免税点方式
- 導入率変更方式

外形標準課税の意義

(政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」より作成)

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

- 地方の行政サービスは、安定的に供給されることが必要。地方団体がその責任を十分に果たすためには、自主財源の根幹をなす地方税は、できるかぎり安定的で、変動の少ないものであることが望ましい。
- 法人事業税の外形標準課税の導入は、税収の安定性を向上させるとともに、地方税としての自主性を高めることとなり、地方分権を支える地方税体系の構築に重要な役割を果たすことが期待される。

応益課税としての税の性格の明確化

- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して事業に対して課される税であることから、その課税標準は、法人の事業活動の規模をできるだけ適切に表すものであることが望まれる。
- 所得を課税標準とする現行の法人事業税は、事業活動の規模との関係が適切に反映されず、本来の応益課税の性格から見て望ましいあり方になっていないことから、外形標準課税の導入は、税の性格の明確化を図る観点からも、大きな意義を有する改革となる。

税負担の公平性の確保

- 課税標準に外形基準が導入されれば、欠損法人を含め、各法人が事業活動規模に応じて税を負担することとなり、応益原則による地方税の負担を薄く広く、かつより公平に分担する税制の構築につながる。

経済構造改革の促進

- 外形標準課税の導入は、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化や収益性の向上に資すると考えられ、経済構造改革に資することが期待できる。

○ 軽減税率方式

考え方

一定条件を満たす者について、低い税率を適用するものであり、その考え方として、以下の3通りが考えられる。

① 課税標準額の中の一定以下の規模の部分について、低い税率を適用する仕組み。

② 課税標準額以外の指標に着目して、一定の納税者（例：資本金1億円以下の中小法人）について低い税率を適用する仕組み。

③ ①と②を組み合わせたもの

①採用税目

・ 法人事業税 { 年間所得400万円以下
年間所得400万円～800万円以下 } など

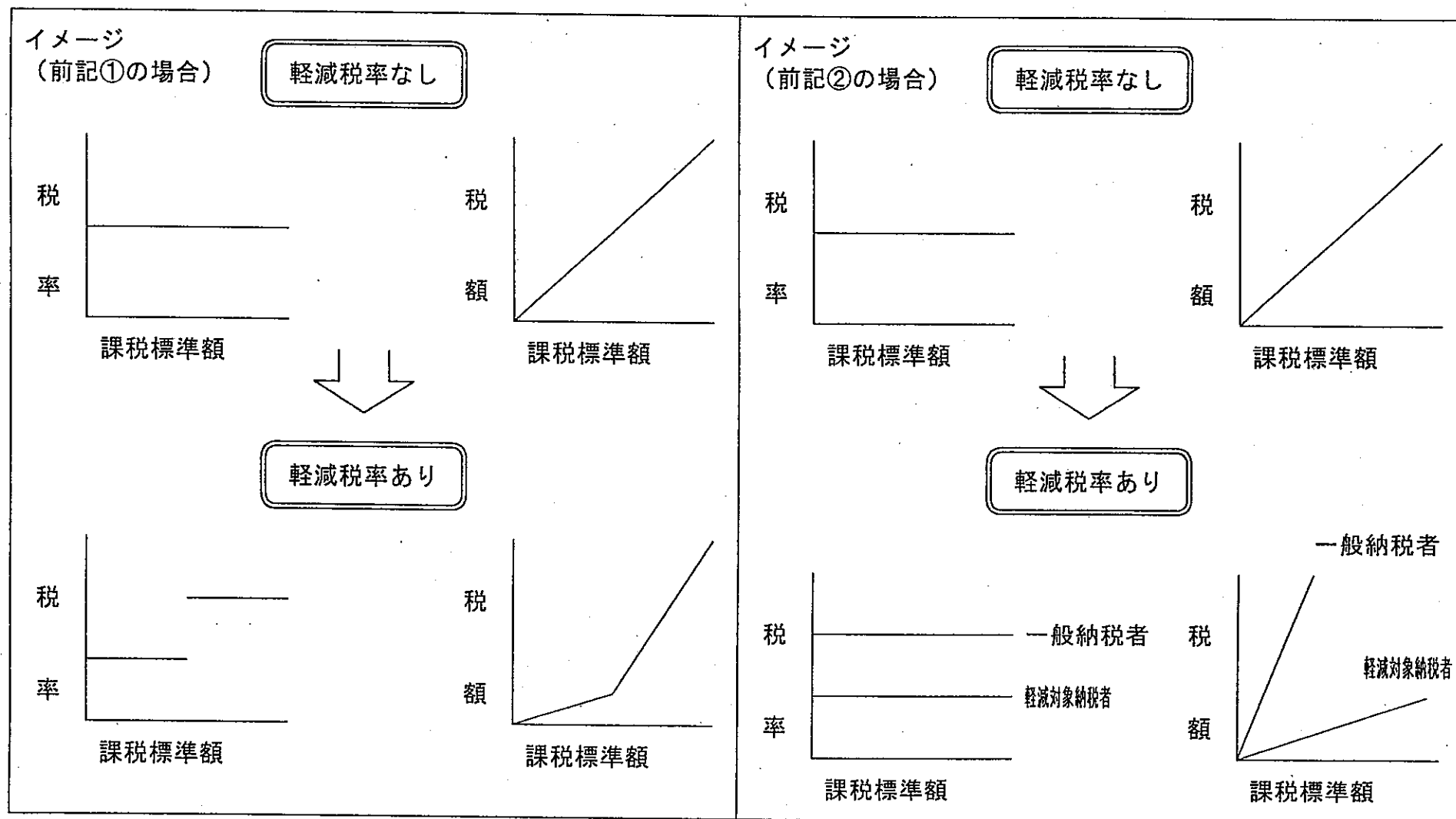
②採用税目

・ 法人住民税均等割（従業員数50人以下の場合）
・ 不動産取得税（住宅の取得） } など

③採用税目

・ 法人税（資本金1億円以下の法人の年間所得800万円以下の部分） など

○ 軽減税率方式 (つづき)



○ 基礎控除方式

考え方

課税標準から一定の額を控除する場合の控除であるが、他の方式と異なり、事実存在確認のための手続(確認資料の添付等)を必要としない点に特徴があると言える。

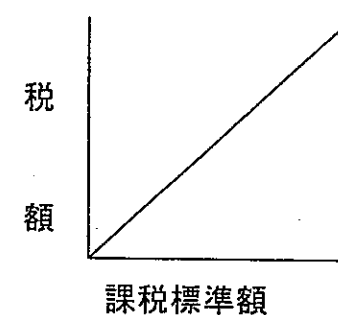
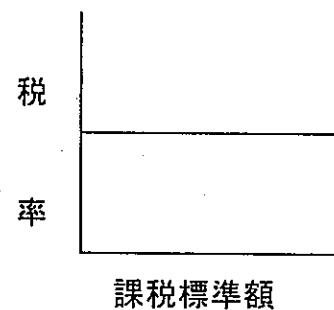
また、課税標準がいかにも大きくても常に一定額が控除されてしまう点に留意。

採用税目

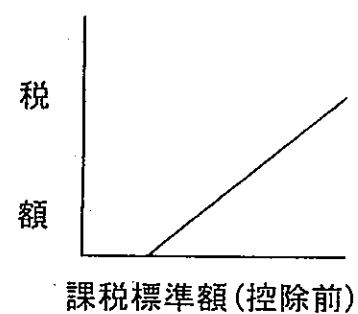
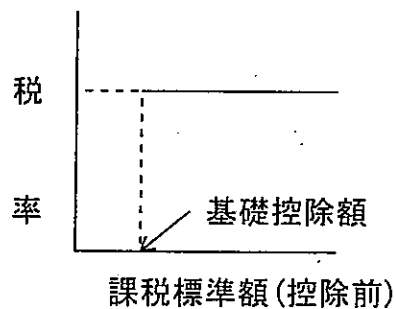
- ・ 個人住民税 (所得割の基礎控除 (33万円))
 - ・ 個人事業税 (290万円の事業主控除)
 - ・ 所 得 税 (基礎控除 (38万円))
- } など

イメージ

基礎控除なし



基礎控除あり



○ 免税点方式

考え方

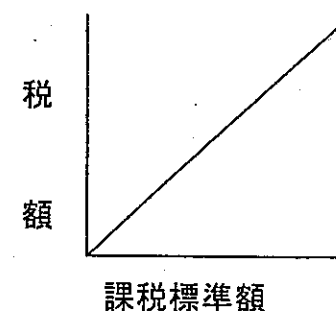
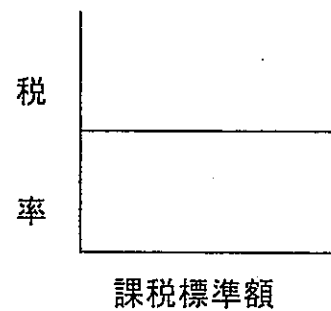
①零細な課税客体についてまで税負担を求めるとすると、税収入に比較して徴税費が割高となり、また課税事務もはんさになること ②零細負担又は大衆負担を回避すること 等の理由から、免税点以下のものについては、課税を行わないこととするものである。

採用税目

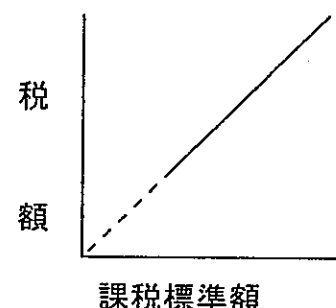
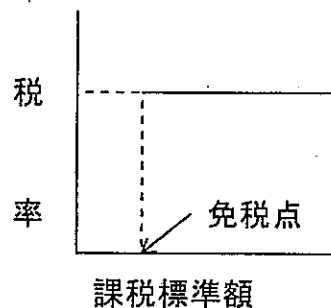
・不動産取得税	土地の取得 家屋の取得	10万円 23万円	} など
・固定資産税	土地 家屋 償却資産	30万円 20万円 150万円	
・事業所税	資産割 従業者割	1,000㎡ 100人	

イメージ

免税点なし



免税点あり



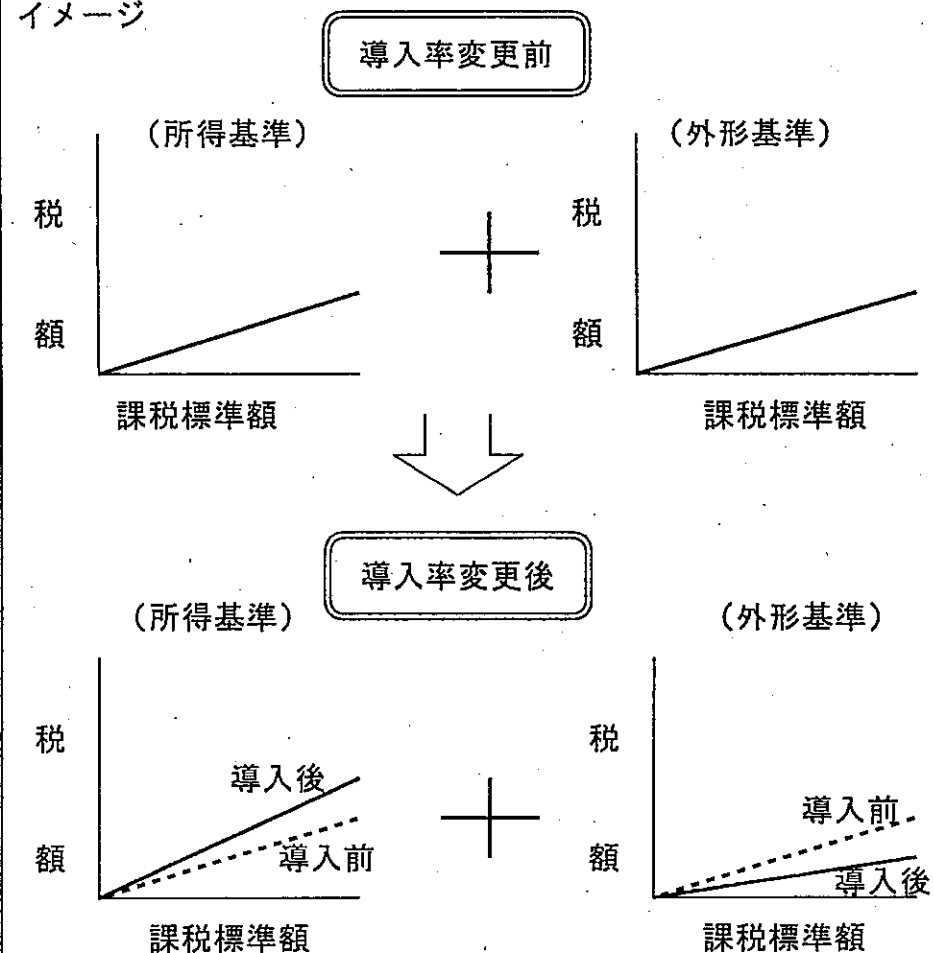
○ 導入率変更方式

考え方

一定条件を満たす者（例：資本金1億円以下の中小法人）について、外形基準による課税の適用率を低くするものであり、激変の緩和を図ることが目的である。

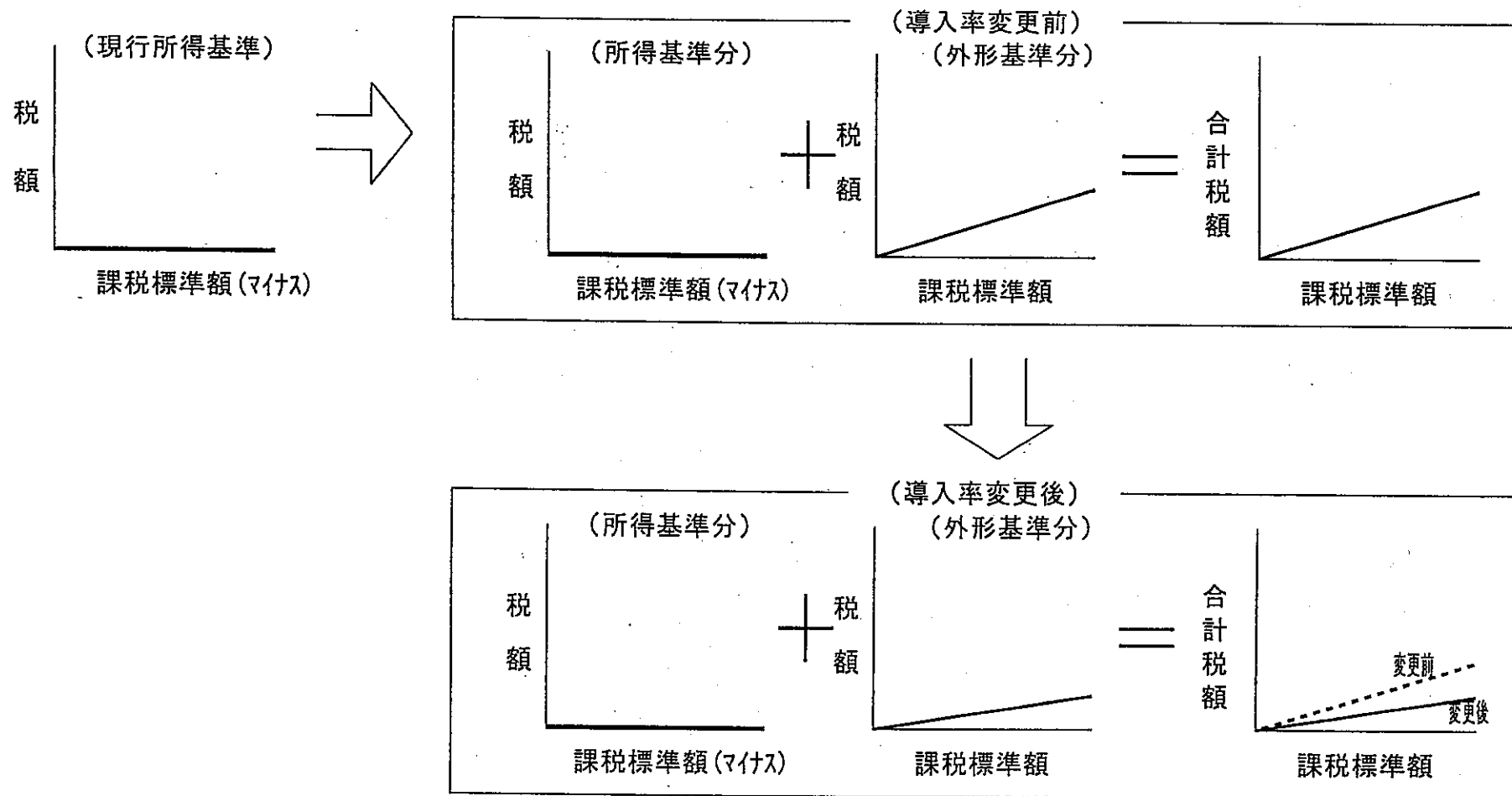
採用税目 該当なし

イメージ



○ 導入率変更方式 (つづき)

イメージ (赤字法人の場合)



○ 導入率変更方式 (つづき)

イメージ (黒字法人の場合)

